「鎌ケ谷市市営住宅設置及び管理条例」の一部を改正する素案に関する
パブリックコメントの実施について

１．意見募集の内容

「鎌ケ谷市市営住宅設置及び管理条例」の一部を改正する素案に関する意見

２．趣旨

平成１９年４月２０日に東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、国土交通省は、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、公営住宅制度への信頼確保等のために、平成１９年６月１日付の公営住宅における暴力団員排除の基本方針で、暴力団員に対しては公営住宅への入居を認めないこと等を明らかにし、これに伴い、千葉県内の各自治体において、条例等に暴力団員の公営住宅への入居を制限する規定を設ける動きが広まっています。

本市においても暴力団員の市営住宅への入居を制限し、市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保することを目的として「鎌ケ谷市市営住宅設置及び管理条例」の一部を改正する素案を作成しましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

３．意見の募集期間

平成１９年１２月１０日（月）から平成２０年１月９日（水）

※郵送の場合は平成２０年１月９日（水）消印有効

４．「鎌ケ谷市市営住宅設置及び管理条例」の一部を改正する素案の閲覧方法

（１）鎌ケ谷市ホームページ内のパブリックコメント実施状況一覧から閲覧できます。

（２）市役所内４階建築指導課での閲覧もできます。

５．意見の提出方法

意見の提出方法は、次のいずれかの方法でお願いいたします。提出していただいた内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、氏名、住所及び連絡先を付記してください。

なお、提出する様式等は自由となります。

①郵送による場合	:〒273-0195 鎌ケ谷市初富９２８－７４４ 鎌ケ谷市役所 建築指導課 住宅営繕係 行
②持参による場合	: 市役所４階　建築指導課へ
③ファクシミリによる場合	: FAX 番号 ０４７－４４５－１４００
④電子メールの場合	: jyu-eizen@city.kamagaya.chiba.jp

５．　問い合わせ先

建築指導課 住宅営繕係 ０４７－４４５－１１４１ 内線４９７、４９８